

循環式浴槽等維持管理状況報告書の記入上の注意

【全体】

◇ 判定方法

- 実施している（適合） ⇒ 「○」
実施していない（不適合） ⇒ 「レ」
設備がない（該当なし） ⇒ 「ー」

※ 不適合「レ」の内容及びその後の改善措置等を余白や備考欄に記入してください
※ 「空白」や、チェック済みという意味で「レ」と記入してしまう間違いに注意してください

◇ 添付書類

遊離残留塩素等の濃度測定結果・水質検査結果は「写し（コピー）」を添付してください。

【各項目について】

- 点検項目 No.1 遊離残留塩素濃度 0.4mg/L 以上保持で「○」
モノクロアミンを使用した消毒の場合は、3mg/L 以上保持で「○」
※ 1日3回程度測定をしてください
- 点検項目 No.2 1日1回以上の換水で「○」
※ 残留塩素濃度を保持せずに水を貯めないでください
- 点検項目 No.3 集毛器が無い施設は「ー」と記入してください。
※ ろ過用カートリッジが集毛器の役割をする施設では、カートリッジの掃除が必要です
- 点検項目 No.4 ろ過器に逆洗浄機能が無い場合でも、点検項目No.5の循環配管と一緒に消毒している場合は、「○」とします。
- 点検項目 No.5 循環配管の他、気泡発生装置、水位計配管も含まれます。
実施日を記入してください。添付の濃度測定結果で実施日が判る場合は、「別紙」と記入してください。
薬剤で消毒する場合、薬品名は成分名（次亜塩素酸ナトリウム等）を、濃度は薬剤原液の濃度ではなく、消毒時の浴槽での遊離残留塩素濃度を記入してください。
※ 配管消毒は遊離残留塩素濃度を5～10mg/L で数時間が目安です
※ 消毒時の濃度について、残留塩素濃度測定器での測定が困難な場合は、5～10mg/L の濃度が判定できるもの（試験紙等）の利用をご検討ください
※ 高温水で消毒する場合は、循環配管内を 60℃以上の湯で数分から数十分循環させます
- 点検項目 No.6 系統ごと1年に1回（以上）、定期的を実施します。
※ レジオネラ属菌が基準を超えていた場合は、速やかに保健所へ連絡してください
※ 検査の結果、基準値を超えていた場合は、速やかに配管の洗浄・消毒等を行い、再度検査を行って不検出を確認してください
- 点検項目 No.7 温泉を貯留する槽（タンク）や、給湯用（浴槽水やシャワーに使用）に加熱した湯を貯めておく槽（タンク）が対象となります。
塩素剤管理を行う場合は、湯の消毒は遊離残留塩素濃度 0.4 mg/L 以上で行ってください。
清掃及び消毒は、年に1回（以上）、定期的を実施してください。
貯湯槽が無い施設は「ー」と記入してください。

● 点検項目 No.8 公衆浴場のみの項目となります。

洗い場の湯栓やシャワーに送る湯を使用しやすい温度に調節するための槽が対象となります。

調節槽が無い施設は「－」と記入してください。

薬剤で消毒する場合、薬品名は成分名（次亜塩素酸ナトリウム等）を、濃度は薬剤原液の濃度ではなく、消毒時の浴槽での遊離残留塩素濃度を記入してください。

※ 配管消毒は遊離残留塩素濃度を5～10mg/Lで数時間が目安です

※ 消毒時の濃度について、残留塩素濃度測定器での測定が困難な場合は、5～10mg/Lの濃度が判定できるもの(試験紙等)の利用をご検討ください

※ 高温水で消毒する場合は、槽内を60℃以上の湯で数分から数十分が目安です